

○ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

【法13条関係】

○	<p>[再掲] 答申5（行情）768 「特定の開示決定等に当たり第三者に意見書提出の機会を付与した決裁文書等の一部開示決定に関する件」</p> <p>・ 第三者宛ての開示決定の通知書の保有の有無について、処分庁が第三者が開示に反対する部分の全てが開示であれば、13条3項における通知は不要であるとの解釈の下で、特定法人に対する通知を行わなかったため、当該通知書は保有していないとの説明に対して、処分庁がその責任において、法13条3項の通知が不要であると解釈し、当該通知を行わなかった旨の説明は不自然、不合理であるとまではいえず、当該通知書を保有しているとは認められないとした例</p>	整理番号5-24の答申参照
---	--	---------------